

(三) 健康保険法對策の要する件

(英米合同労働組合提出)

可決

理由、大正十一年四月二十二日法律第七十号健康保険法は本年一月一日より之が一切の實施を見るに至つた。政府は本法實施の声明に社會の下層に置かれ、ある所謂労働階級を保護するたりの施設があるに稀して居るが果して是を保護を目的としての立法であるか否か否かを検討する時本法は明かに、社會政策的労働者保護法規なりとの美名に陰れて今日利潤率の底を條件としての必然的に没落行程を辿りつゝある我國資本主義の最も巧むる労働者搾取法た々と同時に治案維持法、労働爭議調停法と同様に急激に格段つゝある無産階級運動を彈壓せしむる政策の外ならず、今其の事實を列挙すれば。

- 一、産業危険の原則に依る労働者補償の制度を資本家に負担せしめずして労働者から多額の保険料を徴収することと事實に於て労働條件の悪化である。
- 二、全労働者と多額の保険金を徴収する保険者、亦其保険組合に強制的に加入せしめて労働組合費や政費を納入を財的方面から妨害してその活動力をそがんとした事。
- 三、共済組合或は温和なる労働組合の職能を奪取せんとした事。

四、無自覚なる労働者は恩恵を保護方より好餌の如く見せかり、或は解雇の威嚇の下に(群衆の心は高額の保険料は無効)よりよく搾取せしめた事、

五、礼葬の全計畫を國家の管理の下に通過することに依つて労働者のあらゆる自主的の運動を妨害し、組織の力を分散せしめ破壊せしめてみたこと、以上を通過して本法は如何に支配階級が労働者保護法規なりと滑稽するも明かに労働者暴壓法であり欺瞞法たるの領域を脱して居らざれば断定すべし、我等は之に於て産業危険の原則に依る労働者補償制度に立脚せざる其の労働者保護法規としての健康保険法を要望すると共に本法の正体を暴壓するものあり。

実行方法

- 一、組合同盟加盟組合支部に於て資本家と抗争する際、本法に於て不備項目を以て抗争題目とすると共に保険料は資本家の全額負担ならしめる様努力すること。
- 二、組合同盟調査部は不法施行上に於ける實際問題其の他法令上の不備缺陷を基に政治部と連絡をとり日本労働党を通じて政治闘争をなすこと。
- 三、組合同盟加盟各組合及同支部は適宜の場所を以て本法に於ける相談所を設置し組織労働者日勿論一般労働者の本法に於ける指導と共にすること。